

所得税、法人税、  
相続税、消費税など

# 国税についての疑問 解決方法を紹介します！

## 国税庁ホームページから

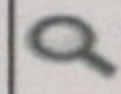
タックスアンサー（よくある税の質問）で解決！

○「タックスアンサー」では、よくある税の質問に対する一般的な回答を掲載しています。



医療費を支払ったら  
確定申告すれば  
いいの？

医療費



| No.1120 医療費を支払ったとき（医療費控除）                                                                                                                     |  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| [平成31年4月1日現在適用中]                                                                                                                              |  |
| <b>1 医療費控除の概要</b>                                                                                                                             |  |
| その年の1月1日から12月31日までの間に自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために医療費を支払った場合において、その支払った医療費が一定額を超えるときは、その医療費の額を基に計算される金額（下記3級額）の所得税控除を受けることができます。これを医療費控除といいます。 |  |
| <b>2 医療費控除の対象となる医療費の要件</b>                                                                                                                    |  |
| (1) 納税者が、自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために支払った医療費であること。                                                                                            |  |
| (2) その年の1月1日から12月31日までの間に支払った医療費であること（支払いの医療費は、控除に支払った年の医療費控除の対象となります。）。                                                                      |  |

## チャットボット（ふたば）で解決！

○税に関する疑問について、AI（人工知能）が自動で回答します。

年末調整

インボイス制度

所得税の  
確定申告



詳しくはこちら

税務職員ふたば

## 電話から

電話相談センターで解決！

○税務に精通した**国税局の職員**がお答えします。

○税務署へ電話をかけ、音声案内に従い「1」を選択してください。

税務署での面接相談は **事前予約** が必要です。

○面接による相談予約は、所轄の税務署へ電話をし、音声案内に従い「2」を選択して日時を予約してください。



一人ひとりの  
納税が  
社会の中で  
実ります

期間  
11月11日  
11月17日



国税庁 税を考える週間 検索  
<https://www.nta.go.jp>



税を考える週間  
これからの社会に向かって

消費税

事業者の方へ

令和5年10月

インボイス制度が始まります！

制度開始時に

インボイス発行事業者となるためには、  
原則、令和5年3月31日までに  
登録申請が必要です！

免税事業者の方  
向けのコンテンツ  
も掲載中！

### インボイス制度特設サイト

制度の概要の他に説明会の開催情報や申請手続などを掲載  
しております。

※金沢税務署においても11月、12月に説明会を行います。  
こちらのサイトから日程等をご確認ください。

インボイス制度  
特設サイト



### 制度についての一般的なご質問は

チャットボットにご質問を入力いただくと、AIを活用して  
24時間自動でお答えします。

軽減・インボイスコールセンターでは、一般的なご質問にお答えします

フリーダイヤル 0120-205-553(無料) 9:00~17:00(土日祝除く)

※ 個別相談は、所轄の税務署への事前予約をお願いします。

インボイス制度の  
チャットボットは  
こちらから

